

附属機関等会議録

令和 6 年 9 月 19 日

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 1 回 島田宿大井川川越遺跡整備委員会
開 催 日 時	13 時 30 分から 令和 6 年 9 月 19 日 (木曜日) 16 時 00 分まで
開 催 場 所	島田市博物館整理工作室
会 議 の 議 題	1. 開会 2. 観光文化部長 あいさつ 3. 委嘱状交付 4. 委員長・副委員長選出 5. 委員長挨拶 6. 議事 （1）報告事項 ①川会所の建築基準法適用除外について ②川会所移築設計業務委託について （2）協議事項 ①川会所の移築事業について ②川越遺跡内の民地家屋への浄化槽設置の是非について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	公開 ・ 非公開（ 全部 ・ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	なし
出席者の氏名等	委 員：佐藤委員長、渡辺副委員長、海道委員、櫻井委員、新妻委員、鈴木委員 事 務 局：松下博物館課長、大谷課長補佐、望月主査、篠ヶ谷主任学芸員、飯塚主任、岩崎学芸員、坂巻会計年度任用職員、佐藤会計年度任用職員 川会所移築設計業務受託者（以下：設計者）：特定非営利活動法人 静岡県伝統建築技術協会 石川、久保山、中村
【議事録】 1. 開会 事務局：これより令和 6 年度第 1 回島田宿大井川川越遺跡整備委員会を開会します。 2. 観光文化部長 あいさつ 部長：委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様、本日は厳しい残暑の中、大井川川越遺跡整備委員会にご参加下さり誠にありがとうございます。委員の皆様にはご意見を承りたいと思っています。 今日の会議は報告が 2 件、協議が 2 件ということで、それぞれの観点から議論を進めていきたいと思います。本日はよろしくお願い致します。	

3. 委嘱状交付

事務局：委嘱状の交付を行います。

本日の委嘱状の交付につきましては、皆様を代表して、新規にご就任をいただきます新妻さんに委嘱状の交付をさせていただきます。ご再任をしていただく皆様には、大変失礼ながら、各席に配布をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

4. 委員長・副委員長選出

事務局：会則第 6 条により、委員長・副委員長は互選により選出することとなっております。どなたか、推薦される方はいらっしゃいますか？

委員：委員長に佐藤委員を推薦します。

事務局：その他、ご推薦やご異議有りますか？

委員：異議なしの声

事務局：それでは、委員長に佐藤委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員：よろしくお願いいたします。副委員長に渡辺委員を推薦したいです

事務局：その他、ご推薦やご異議有りますか？

委員：異議なしの声

事務局：それでは、副委員長に渡辺委員とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 報告事項

①川会所の建築基準法適用除外について

委員長：それでは本日の議題の協議に移ります。まず、議事の報告事項①について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 1 を基に説明

委員：建築基準法の適用除外についてはわかったが、適用を受けるとどうなるのか？

事務局：法律に従っていろいろな設備を設けなければならない。文化財の価値を損ねる場合があるため、最小限の部分は適用するが、全てにおいて適用しなければならないというわけではなくなる。

委員：資料 1 について、川会所の建物が安政 3 年に修理されたとあるが、どういうことか？

事務局：大地震で建物が全壊したため、復元した。

委員：それなら資料の「建築」したという文字表現は不正確ではないだろうか。

事務局：今後記載の仕方を検討する。

委員：川会所の移築については確認申請等が必要ではないだろうか。

事務局：特には必要ない。

②川会所移築設計業務委託について

委員長：議事の報告事項②について、事務局から説明をお願いします。

事務局：設計業務委託の設計内容及び受託者について説明

(2) 協議事項

①川会所の移築事業について

事務局：資料 2 ～ 6 について説明（補足説明、静岡県伝統建築技術協会）

1 耐震診断

事務局：文化庁の指導により構造計算の地域係数を 1.0 で耐震診断を行った結果、耐震補強は必要なしとなった。

委員：資料の耐震については適用除外の話と関係があるのか？

事務局：適用除外であっても耐震性は考慮しなければならない。

設計：（耐震診断の結果を資料 2 に基づいて説明）今回この建物の限界耐力計算による耐震診断の結果は耐震補強の必要はなしとなった。これは県条例（地域係数 1.2）による構造計算とは違う結果。

委員：能登半島の地震でも重要文化財の建物が倒壊した。耐震性を考慮してもどの程度なら耐えられるのだろうか？

設計者：震度 7 までの地震には耐えられる計算です。建物の耐震性は壁を入れるなどをする、数値的にどんどん耐震性が上がるなど具体的にわかっているが、地盤にも大きく左右されるため現状だと資料 2 の結果がすべてである。

委員：現在の耐震性では大きな地震の時にどうなるかわからないため今後検討してほしい。地域係数 1.2 を満足する補強方法を検討してもらいたい。

設計者：建物正面西側の格子と障子の間に耐震パネルを入れることによって、地域係数 1.2 を満たすことができる。ただし、壁が間に入るので自然光が入らなくなる。

委員長：文化庁の指導の地域係数 1.0 を満たしているので、何らかの耐震補強は必要ないが、最新の情報によって、壁を入れることの他にも良い施工方法があるかもしれないため、事務局には情報収集をして欲しい。

2 報告書と現状の違い（資料 2-1～資料 2-4）

事務局：昭和 45 年報告書の竣工図と竣工写真が一致しておらず、現況調査したところ竣工写真と現状が一致している。

設計者：（資料 2 を基に説明）竣工写真と現状の川会所は一致している点が多いが、竣工図は異なる点が多いため、報告書の図面は計画図であると推測する。

委員：昭和 45 年の川会所修理報告書が計画図と推測するならばどうして計画図通りに作らなかったのだろうか？

設計者：資料がないためわからない。

委員：当初の計画ではこの図であったが、現場で何らかの原因があつて計画図通りになっていないということか？

設計者：はい。そのように推測しています。

委員長：竣工図と現状が一致していないため、移築復元は現状に合わせるということで良いでしょう。

設計者：ただ 1 点、（資料を基に屋根瓦について説明）南面と北面の屋根瓦の大きさに相違がみられた。南面と北面の瓦の大きさや枚数が違うというのはおかしい状態なので、どちらかに合わせる必要がある。南面の屋根は既製品サイズであるため、南面の瓦の大きさを北面の瓦も統一したいを考える。

（協議結果）：南面に合わせる方針となった。

委員：瓦の性質や配置、現状と竣工図の差異については今後、移築による解体作業の中でわかることが多いと思うので、決めつけてしまうのではなく、解体調査の結果次第では柔軟な対応をすべきと思う。

3 礎石と束石（資料 3）

事務局：現状調査の結果、正面及び入り口廻りが山石（切石）を使っており、他は川石を使用している。事務局としては、川会所について礎石及び束石は川石で施工したい。

設計者：（資料 3 を基に礎石と束石について説明）川会所について礎石は全て川石で施工することを考えている。山石は風化し、劣化する恐れがある。

委員：川会所の移築場所が少し下がった位置に在るため、雨などの排水の影響を受けると思う。そのため、風化する山石ではなく川石を使用した方が良いと思う。

委員：大井川からとってきた石を使用するのが良いと思う。

委員長：礎石及び束石は川石を使うことで設計を進める。

4 計画配置図（資料 4）

事務局：資料 4 の計画配置図（案）について説明、黄色部分は現状川会所の同様に整備（土間部分まで）したい。ピンク色部分は建物周囲及び街道からのアプローチ部となるため、カラー舗装で整備。水色部分は全体を保護層とし、碎石か砂利等を敷き込みたい。

5 敷地断面図（資料 5）

事務局：資料 5 の計画では、礎石天端で街道から 1 m ぐらい上がってしまうため、保護層を 10 cm 程度として、その上にコンクリート版を設けて礎石を設置する計画としたい。跡地の現況地盤は発掘調査後に保護層を 20 cm 程度覆土しています。

設計者：資料 5 について補足説明

委員長：現状を確認してから、検討すること。

6 防犯・防火対策（案）（資料 6）

事務局：資料 6 を基に防犯・防火対策（案）について説明する。自動火災報知設備については、囲炉裏で火を焚くなど、室内での裸火の使用を禁止し、室内は煙感知器の設置をする。消火設備については、川会所跡地の東側に埋設された 100mm の上水道管から 50mm 管を引き込むことが可能であり、消火栓からの自然水圧により移築後の川会所への消火も可能となる。しかし、消火栓を複数台用意すると水圧が落ちてしまうため設置箇所は 1 つとなる見込み。防火水槽からの取水による放水も可能な状況にする。ホース格納庫は景観的に現川会所敷地に設置した方が良く考える。現川会所敷地にある消防水利は 40 m³（40t）。ホースで 1 線放水する場合は 80 分持つ計算である。

防犯対策については、木塀と赤外線センサーと防犯カメラの設置はしない予定。

委員：防犯カメラはついているという精神的な抑圧になると思う。

事務局：防犯カメラはコストを考えても常時観察をする警備会社と連携したようなものではなく、ドライブレコーダーのように映像を録画して有事の際にその部分を使う仕組みのものを予定している。しかし、この性能だと有事が起こった際に止められるわけではないため、予防のような効果になると思うが、これでは大きい効果が期待できない課題もある。

委員：防犯カメラは付けるべきだと思う。予防の面や有事が起こった際には犯人の特定に繋がると思う。

委員：夜間照明はどうなる？

事務局：向かいにある立会宿の側に 180cm くらいの景観に在った街灯がある程度になると思う。

委員：現川会所の前でのイベントは今後どうなるのか？

事務局：跡地が更地になるのでそこで行う事ができると思う。しかし、活用方法は未定であるため、今後検討していく。

②川越遺跡内の民地家屋への浄化槽設置の是非について

事務局：（資料 7 を基に説明）

委員：公共下水道が無い地区で、このご時世で浄化槽の設置を認めず、汲み取りのままというのは、地域住民が生活できない。

委員：これは現状変更になるのか？小屋は撤去か、存置か？

事務局：史跡の地面を掘るため現状変更申請が必要になる。また、法律で浄化槽は屋外設置となっているため、現在ある小屋は撤去される。なお、小屋を撤去することも現状変更の対象となる。

委員：史跡上の民間所有の家屋は、浄化槽が無いいため空き家になってしまっている。この空き家に対して居住や活用として興味を持ってくれる人が多いが、浄化槽が無いと聞くとみんなそれを諦めてしまう。川越遺跡の町並みや修景を維持していくためには、浄化槽の無い家屋への浄化槽の設置は必要である。これまで川越遺跡での空き家の活用においてネックなのが浄化槽の設置ができないことであったため、これをクリアできたら空き家が解消され住民が増えると思う。

事務局：皆さんのご貴重な意見ありがとうございました。今後も協議して、ご意見を参考にしていきたいと思います。

委員長：以上で、本日の議事は全て終了とする。

提出された資料等	● （資料 1） 史跡島田宿大井川川越遺跡の川会建築の位置づけについて ● （資料 2 ～ 6 ） 川会所移築事業について ● （資料 7 ） 史跡内の家屋への浄化槽設置について
会議を所管する課の名称	島田市観光文化部博物館課
その他必要な事項	